

広島県公営企業管理規程第十三号

広島県工業用水道条例施行規程等を廃止する規程を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

広島県工業用水道条例施行規程等を廃止する規程

次に掲げる規程は、廃止する。

- 一 広島県工業用水道条例施行規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第五号）
- 二 広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年工業用水道事業管理規程第七号）
- 三 広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年公営企業管理規程第三号）
- 四 広島県公営企業管理者の職務代理者を定める規程（平成元年公営企業管理規程第十一号）

附 則

この規程は、公布の日から施行する。